

平成31年度
教育・保育施設利用案内
(幼稚園・保育所・認定こども園)



【お問い合わせ】六戸町 福祉課
電話(代表) : 0176-55-3111
ホームページ <http://www.town.rokunohe.aomori.jp>

この利用案内の内容は制度の改正等により変更がある場合があります。

教育・保育施設等の利用には、支給認定の申請が必要になります。

《支給認定の区分》

区分	年齢	状況	教育・保育施設
1号認定子ども (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望の方	認定こども園 幼稚園
2号認定子ども (保育標準・短時間認定)	満3歳以上	保育が必要な方	認定こども園 保育所
3号認定子ども (保育標準・短時間認定)	満3歳未満	保育が必要な方	認定こども園 保育所

(※) 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への入所希望の場合は、直接施設に申し込んでください。

なお、支給対象外の幼稚園もありますので、事前に施設にお問い合わせください。

※町外の施設等を利用する場合でも、六戸町にお住まい場合は六戸町での申請が必要です。

《1号認定希望の方》

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用希望の場合は特に要件はありません。
ただし、利用できる年齢は「満3歳」からになります。直接施設へ申込みください。
教育標準時間は「4時間」です。

《2号認定・3号認定を受けて、保育施設の利用申込ができる方》

保護者全員が次のいずれかに該当する場合に、申し込むことができます。

- ① 月に64時間以上就労している。
- ② 出産前後である。
- ③ 病気やけがをしている、または心身に障がいがある。
- ④ 親族の介護・看護をしている。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動中、または起業準備中である。(90日を経過する日が属する月の末日まで)
- ⑦ 就学、または職業訓練を受講している。
- ⑧ 虐待、DVを受けている。
- ⑨ 育児休業する。(育児休業の対象児童は入所できません)
- ⑩ ①～⑨に類するものとして町長が認める事由に該当するもの。

※事由を満たしても施設の定員に余裕がない場合など、利用できないことがあります。

※集団生活を経験させたいなどの理由だけでは利用できません。

《申込方法》

「支給認定申請」と「施設利用申込」は同時に手続きできます。

- ① 申込窓口 六戸町福祉課または利用希望の教育・保育施設(幼稚園・保育所・こども園)
- ② 申込期間 4月からの利用
 - ・町内施設を希望する方 平成31年1月4日から2月8日まで
 - ・町外施設を希望する方 平成31年1月4日から1月23日まで5月以降からの利用
 - ・町内施設を希望する方 入所希望月の前月15日まで
 - ・町外施設を希望する方 入所希望月の前月10日まで

《認定申請・保育施設利用申込に必要な書類》

保育を必要とする事由や個々の状況によって必要書類が異なりますので、よくご確認ください。内容が事実と異なる場合は、認定等を取り消すことがあります。

※提出書類は返却できません。町様式以外の書類は、必要に応じて写しを提出してください。

【必要書類一覧】

- (1) 支給認定申請書 兼 保育利用申込書 児童それぞれについて必要です。
 (2) 保育を必要とする事由を証明する書類 父母それぞれについて必要です。

保育を必要とする事由		証明書類
1 就労	雇用主がある場合 社員・パート等 (※内定含む)	就労 (予定) 証明書【町様式】
	自営業の場合 (事業手伝いを含む)	就労状況申立書【町様式】
	農業の場合 (農業専従者を含む)	就労状況申立書【町様式】
	内職の場合	家内就労 (内職) 証明書【町様式】
2 出産前後		母子健康手帳 (写し) ※出産予定日の記載があること。
3 保護者の疾病・障がい	疾病・けが等	診断書【町様式】 ※児童の保育ができない記載があること。
	障がい	次のいずれかの書類 (写し) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳または療育手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
4 親族の介護・看護		介護、看護申立書、診断書【町様式】 ※介護認定証等介護が必要と分かるものを添付
5 災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	福祉課へお問い合わせください
6 求職活動等 (※)		求職活動申立書【町様式】 求職受付票 (ハローワークカードの写し)
7 就学・職業訓練		在学 (受講) 証明書 時間割表 (カリキュラム) 等 (写し)
8 育児休業	兄弟の継続利用	育児休業証明書【町様式】

(3) 世帯の状況を証明する書類 ※該当する方は提出してください。

世帯の状況	証明書類
ひとり親世帯	全部事項証明書（※戸籍謄本） 健康保険証（申込児童分の写し）
障がい者（児）と同居 （※世帯分離している同居者含む）	次のいずれかの書類（写し） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳または療育手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
入園希望年度に就学前の兄弟姉妹が、 新制度へ移行しない幼稚園を利用	在園証明書（各園の様式）または通所を証するもの ※新制度へ移行する幼稚園・認定こども園・保育所等 を利用している場合は不要です。
生活保護を受けている世帯	生活保護受給資格証明書
新規申込の場合で60歳未満の同居の 祖父母等が「保育が必要な事由」に 該当する場合 （※世帯分離している同居者含む） （※求職活動・起業準備を除く）	同居祖父母等について、2ページ（2）のいずれか の証明書類 ※提出がない場合、祖父母等により児童の保育が可能 とみなされ、利用調整時に優先順位が低くなる場合が あります。

(4) 利用者負担額（保育料）を決定するための書類

父母、児童の扶養者、家計の主宰者^(注)の「市町村民税課税証明書」

父母、児童の扶養者、家計の主宰者^(注)の「マイナンバー利用による税取得の同意書」

※平成30年1月1日以降に六戸町に転入してきた新規申込の方で、兄弟が教育・保育施設に入所していない方のみ必要となります。

課税証明書の提出がない場合は、保育料の算定が明確にできないため暫定的に最高額の保育料を納めていただく場合があります。

平成30年1月1日に六戸町に住民登録があっても、平成29年中の所得の申告がない場合は保育料の算定ができないため、所得の申告を行ってください。

- ・所得税の申告が必要な方 ⇒ 税務署で確定申告
- ・所属税の申告が必要ない方 ⇒ 六戸町役場税務課で税申告

以上の書類を提出していただいたうえで、審査を行い、支給認定証が交付されます。

※4月からの利用の場合は、支給認定事務が集中し審査に時間を要するため、結果については随時お知らせすることとしております。

(注) 家計の主宰者とは・・・

父母の平成30年度の市町村民税課税額が非課税の場合は、同一生計者のうち最多所得者を家計の主宰者として、その方の課税額を合算して保育料を決定します。ただし、父母の所得合計額が28万円以上のとき、現年の収入状況で生活が維持できると判断されるときは父母のいずれかを家計の主宰者とします。

《施設等を利用できる時間（保育必要量）》

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

保育標準時間 ⇒	延長保育	1日最大 11時間まで利用可能	延長保育
保育短時間 ⇒	延長保育	1日最大 8時間まで利用可能	延長保育

※開園時間や延長保育の時間は、各施設で異なりますので施設へご確認ください。

保育を必要とする事由	保育標準時間 (月120時間以上)	保育短時間 (月64時間以上)
保護者が就労している場合 保護者が親族の介護・看護をしている場合 保護者が就学・職業訓練を受けている場合	○	○
保護者に疾病等または障がいがある場合	○	—
母親が出産前後である場合 保護者が災害の復旧にあたっている場合	○	—
保護者が求職活動中・起業準備中である場合 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している兄弟がいる 場合（※兄弟の継続利用の場合）	—	○

※父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合、保育短時間での認定となります。

【保育標準時間の選択（※保育を必要とする事由が就労・介護・看護・就学・職業訓練の場合）】

就労時間等が月120時間以上であっても、希望があれば保育短時間認定を受けることができます。また、既に保育施設を利用している児童は、就労時間等が月120時間未満であっても、必要と認められる場合には、経過措置として「保育標準時間認定」を受けることができます。

《支給認定の有効期間》

基本的に「2号認定」は小学校就学前まで、3号認定は満3歳になる前日までです。ただし、保育を必要とする事由の証明書類に、有効期限や治癒見込期間が記入してある場合は、その期間に応じて認定期間が決定されることがあります。

また、3号認定は、満3歳到達時に2号認定に変更されます。（※手続き不要です。）

次の表の1～4の事由の場合、状況により有効期間が異なります。

⇒有効期間以降も保育の必要があるときは、再度支給認定の申請が必要です。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
1 母親が出産前後である	出産日予定月を含む前後3ヶ月。
2 保護者が求職活動中である (※起業準備中含む)	90日を経過する日が属する月の末日まで。ただし、求職活動報告書の内容により期間経過後も継続入所可能。（※起業準備も状況次第）
3 保護者が就学・職業訓練を受けている	保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで。
4 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している兄弟がいる (※兄弟の継続利用)	①と②のいずれか短い期間（A）まで。 ①育児休業終了日 ②育児休業対象児が1歳6か月に達する月の末日 ただし（A）の翌年度に就学を控えている場合は、小学校就学前まで。

《利用者負担額（保育料）について》

保護者等の市町村民税額に応じて、町が定める利用者負担額が決定になります。
利用者負担額のほか、施設で必要な費用を徴収する場合があります。（詳細は施設へご確認ください）

【算出方法】

利用者負担額は基本的に、父母それぞれの町民税額の合計で算定しますが、父母以外の扶養義務者（同居祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、家計の主宰者の町民税額を含めて利用者負担額を決定します。

平成31年4月～9月の利用者負担額

平成30年度市長村民税額により算定（平成29年1～12月の所得で算定）

平成31年10月～32年3月の利用者負担額

平成31年度町民税額により算定（平成30年1～12月の所得で算定）

【納付方法】

保育所は、六戸町が納入通知書を交付し、六戸町へ納付することになります。

認定こども園及び幼稚園は直接施設への納付となります。

（※納付方法については園へ直接お問い合わせください。）

※「利用者負担額（保育料）一覧」はP6を参照。

《利用調整（選考）》

利用申込が施設等の受入可能数を上回る場合は、町があらかじめ定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整を行います。※申込順ではありません。

選考基準については7ページをご覧ください。

《広域利用について》

保護者の勤務条件等の理由で六戸町以外の市町村にある教育・保育施設等の利用を希望する場合は、予め当該市町村の詳細をお問い合わせのうえ、入所希望月の前月10日までに六戸町福祉課窓口までお申込みください。（※市町村により広域入所受付期間等が異なるため必ずご確認ください。）

利用者負担金（保育料）については六戸町で定めた金額になります。

《町内教育・保育等施設等一覧》

No.	施設区分	施設名	所在地	連絡先	定員	
1	保育所	第二日の出保育園	大字犬落瀬字下久保 174-1244	55-2005	2・3号	90名
2	幼保連携型 認定こども園	ひのでこども園	大字折茂字前田 140-1	55-2297	1号	15名
					2・3号	80名
3	幼保連携型 認定こども園	さつき保育園	大字犬落瀬字千刈田 11-19	55-2094	1号	10名
					2・3号	110名
4	幼保連携型 認定こども園 (移行予定)	こども園えがお	小松ケ丘4丁目 77-1636	58-5725	1号	10名
					2・3号	120名
5	幼稚園型 認定こども園	小松ケ丘幼稚園	小松ケ丘1丁目 77-393	53-9343	1号	45名
					2号	10名

《利用者負担額（保育料）一覧》 制度の改正等により変更する場合があります。

【1号認定の料金（幼稚園等利用者）】

階層区分	定義		利用者負担額月額
A	生活保護世帯		0円
B	市町村民税非課税		0円
D1	ひとり親・障がい世帯 市町村民税所得割課税額	77,100円以下	6,000円
	上記以外の世帯 市町村民税所得割課税額	77,100円以下	9,400円
D2	市町村民税課税所得割課税額		13,800円
D3	市町村民税課税所得割課税額		19,000円

※教育標準時間（4時間）の保育料です。1号認定の場合、利用者負担金とは別に各施設で定める費用（給食費や通園バス代）がかかる場合があります。

【2号・3号認定の料金（保育所等利用者）】

階層区分	定義		2号（3～5歳）		3号（0～2歳）		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	
B	町民税非課税世帯（ひとり親・障がい世帯）		0	0	0	0	
	町民税非課税世帯（上記以外の世帯）		6,000	6,000	9,000	9,000	
C1	均等割のみ課税世帯（ひとり親・障がい世帯）		5,250	5,150	6,750	6,650	
	均等割のみ課税世帯（上記以外の世帯）		11,500	11,300	14,500	14,300	
町民税所得割課税世帯	D1	所得割 48,600円以下	ひとり親・障がい世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
			上記以外世帯	16,500	16,000	19,500	19,000
	D2	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親・障がい世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
			上記以外世帯	22,000	21,500	25,000	24,500
		77,101円以上	97,000円未満	22,000	21,500	25,000	24,500
	D3	97,000円以上	169,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500
	D4	169,000円以上	301,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500
	D5	301,000円以上	397,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500
	D6	397,000円以上		27,000	26,500	30,000	29,500

※保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の保育料です。（給食費込み）

1. 年齢基準日は4月1日です。誕生日を迎えても、年度内は基準日の年齢で保育料を徴収します。
2. 「ひとり親・障がい世帯」は母子世帯、父子世帯、在宅障がい者のいる世帯です。
3. 1号認定の児童は、小学校3年以下の児童の中で、上から2人目の児童の負担額は非課税世帯の第2子以降の負担額は無料になり、課税世帯の第2子は半額になります。
4. 2・3号認定の児童は、兄弟で2人以上入所する場合は、非課税世帯の第2子以降の負担額は無料、課税世帯の第2子以降の負担額は半額になります。

5. 第3子以降の児童は、父母の市町村民税課税額の合計が57,700円未満（ひとり親・障がい世帯、1号認定は77,101円未満）の場合、国の制度により負担額が無料となります。また、それ以上の市町村民税課税額の場合で、18歳未満の子の中で第3子以降の児童は、六戸町独自の支援策により無料となります。

《保育所等利用選考基準》

類型	区分		適用 (保育できない理由・状況)	保育 指数	優先 順位	
(1)家庭外労働	外勤	常勤	事業所に常時雇用されている者	9	2	
	パート	1日8時間以上		時給、日雇いの雇用形態で、常勤と比較して労働時間が短い者（その他の不安定就労者の場合はその勤務時間の実態による。）	9	2
		1日6時間以上			7	4
		1日4時間以上			6	5
	自営業	本人		居宅外の自営業で中心者である者	9	2
		協力者	1日8時間以上	居宅外の自営業で協力者である者	8	3
			1日6時間以上		7	4
	1日4時間以上		6		5	
	農業	1日8時間以上		農作業に従事している者	8	3
		1日6時間以上			7	4
		1日4時間以上			6	5
(2)家庭内労働	自営業	本人		居宅内の自営業で中心者である者	9	2
		協力者	1日8時間以上	居宅内の自営業で協力者である者	7	4
			1日6時間以上		6	5
			1日4時間以上		5	6
	内職	1日8時間以上		家計補助を目的として、メーカー、問屋または直接需要者から頼まれて、自宅内で物品の製造加工に日々従事する者	6	5
		1日4時間以上			5	6
(3)母の出産等	出産		出産予定月を含む前後3ヶ月	9	2	
	育児休業を終了した場合		育児休業期間終了後、職場復帰をする者	9	2	
(4)疾病等	疾病入院		母の概ね1ヶ月以上の入院	10	1	
	居宅療養	常時病床		疾病のため、概ね1ヶ月以上常時病床	10	1
		精神結核		医師が長期加療（安静）を要すると診断した者	8	3
		一般療養		医師が概ね1ヶ月以上加療（安静）を要すると診断した者	6	5
		その他		疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する者	3	7
(5)看護・介護等	心身障害	1、2級		10	1	
		A、B		10	1	
		3級		7	4	
		4級以下		5	6	

(5) 看護・介護等	病人の看護等	入院の付添	概ね1ヶ月以上親族の入院の付添いに当たっている者	10	1
		居宅内看護・介護	同居の家族の長期居宅療養等看護・介護に当たっている者	6	5
		心身障害者の看護	心身障害児(者)の介護、通園、通院、通学等に当たっている者	10	1
		寝たきり老人の介護	同居の祖父母等寝たきり老人の介護に常時当たっている者	10	1
(6) 家庭の災害	家庭の災害	火災、風水害等で家屋が失われ、復旧に当たたる者	10	1	
(7) 求職活動	勤務先確定	既に勤務先が内定している者	6	5	
	勤務先未確定	就職活動中である者 (※3ヶ月を限度とする)	3	7	
(8) 就学	就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学している者	7	3	
(9) 虐待・DV	虐待・DV	虐待・DVにより、特に保育が必要と認められる者	※	※	
(1)～(8)の事由のほか、町長が保育の必要があると認める状態にあるもの				※	※
調整基準	世帯の事情による加算・減算	母子家庭	父の死亡、離別、行方不明、拘禁	+5	
		父子家庭	母の死別、離別、行方不明、拘禁	+5	
		生保家庭	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	+5	
		兄妹姉妹の入所	既に兄弟姉妹が入所している者	+3	
		延長保育	勤務時間が延長保育を必要とする者	+3	
		地域型保育事業利用者	小規模保育事業等の地域型保育事業を卒園した者	+3	
	就労日数による加算・減算	祖父母等と同居	60歳未満の祖父母等同居の親族が、子どもの保育ができない正当な理由がない者	-2	
		月20～23日	パート、自営業、農業、内職等の月の平均就労日数	-1	
		月16～19日		-2	
	月15日以下	-3			

備考

- (1)～(9)の「保育を必要とする事由」に対応する保育指数の高い者から順次利用の承諾をする。
- 調整基準に該当する場合は、その該当事由に対応する保育指数を1に合算するものとする。
- 保育指数の値が等しくなったときは、優先順位の高い者から利用の承諾をする。その際、利用者負担(保育料)の滞納があるときは、優先順位を下げるものとする。
- ※については、当該児童及びその世帯の状況に応じて判断する。